

事業継続計画基本計画書
(新型インフルエンザ等版)

2021年10月
東亜石油株式会社

(総論)

1. 基本方針

当社は、新型インフルエンザ等発生時においても、従業員の安全確保を前提として石油製品を安定的に供給するため、適切な意思決定に基づき、感染予防等の新型インフルエンザ等対策に関する業務を優先的に実施するとともに、石油製品の安定供給に必要な業務及び事業の継続に必要な不可欠な業務を継続する。また、事業継続に必要な人員を確保する。

2. 本BCPの対象

2. 1 対象とする疾病

政府行動計画・ガイドラインの対象となる「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(平成24年法律第31号。(略して「特措法」という。))第2条第1号に規定する「新型インフルエンザ等」は、感染症法第6条第7項に規定する「新型インフルエンザ等感染症」と感染症法第6条第9項に規定する「新感染症」(ただし、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限定)とする。

2. 2 本BCPの対象範囲

会社に入出及び作業を行う全ての従業員等とする。

3. 本BCPの作成前提と想定

3. 1 感染の進行段階区分

感染の進行段階区分は以下とする。

政府行動計画の発生段階		状態
前段階 (未発生期)		・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態
第一段階 (海外発生期)		・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
第二段階 (国内発生早期)		・ 国内で新型インフルエンザ等が発生した状態 ・ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
第三段階 (国内感染期)	感染拡大期	・ 国内で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態 ・ 各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態
	まん延期	・ 各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態
	回復期	・ 各都道府県において、ピークを越えたと判断できる状態
第四段階 (小康期)		・ 患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

3. 2 被害想定

従業員等本人の罹患や罹患した家族の看病のため、従業員等の最大40%程度（ピーク時の約2週間）が欠勤することを想定する。

4. 重点継続業務

新型インフルエンザ等発生時に、従業員の安全確保を前提として、優先して実施すべき重要な業務を以下のとおり分類する。

- (1) 新型インフルエンザ等発生時対策業務（感染予防等）
- (2) 政府行動計画等に示されている石油製品の安定供給の継続に必要な業務
- (3) 上記項目以外に企業経営上の重要性等の観点から、事業継続に不可欠な業務

業務分類		主な業務内容
優先業務 [継続が必要な業務]	優先度： 1	新型インフルエンザ等発生時対策業務（感染予防等） 上記以外で、石油製品の安定供給維持や緊急時対応、社会情勢を考慮し継続が必要な業務 ・精製／発電設備運転・監視業務 ・石油製品の安定供給維持に係る業務（設備の保守・点検、燃料、資機材調達） ・緊急時対応業務（製造／設備管理部門） ・制御系及び情報・通信システムの運用保守業務など ・石油製品入出荷業務
	優先度： 2	事業継続に不可欠な業務 ・緊急時対応（間接部門が実施する業務） ・社会情勢、社会要請への対応（最小限の顧客対応業務等）
縮小・停止が可能な業務		上記以外の業務

（各論）

5. 危機管理体制

5. 1 平時の体制

新型インフルエンザ等の発生に備え、国内外の発生状況、感染予防・拡大防止のための留意事項について迅速かつ適切な情報の収集・周知を行い、感染対策を充分に実施する。また、継続が必要な業務及び発生段階に応じて事業の縮小や停止が可能な業務の選定を行い、それぞれに必要な要員の確保に向けた検討を実施する。

5. 2 有事の体制

新型インフルエンザ等流行前並びに流行時に、的確かつ迅速な対応を図るために図－1「新型インフルエンザ等発生時の「危機管理対策本部」体制」に基づき全社体制を整備する。危機管理対策本部の活動内容は、表－1に示す通りとする。

6. 感染進行段階別の行動計画

新型インフルエンザ等流行時において業務継続計画（BCP）を遂行するため、「危機管理対応規則」に基づき、社長を本部長とする「危機管理対策本部」を設置する。危機管理対策本部は、本社・製油所の各部室長及び産業医をコアメンバーとして迅速に対応する。危機管理対策本部の設置タイミングと内容については、以下のとおりとする。

発生段階	内容
前段階（未発生期）	新型インフルエンザ等発生時のBCP策定
第一段階（海外発生期）	新型インフルエンザ等発生情報を入手したら社内周知
第二段階（国内発生早期）	社内の対策準備を円滑に進めるために必要に応じて関係部署を招集して対応する
第三段階（国内感染期）	環境安全部長は、国内外及び社内での感染状況等を確認し関係部署と協議のうえ、社長（危機管理対策本部長）に対し危機管理対策本部設置の発令を上申する。 本部長指示により、産業医も出席した「危機管理対策本部」を設置する。
第四段階（小康期）	本部長は、状況により「危機管理対策本部」解散指示

7. 重点継続業務計画

危機管理対策本部は、新型インフルエンザ等感染症の流行の兆しを覚知した場合、以下の項目の例に従って隔離・予防策を決定し、周知・実施する。隔離・予防策の決定にあつては、最新の医学的知見、行政からの要請を考慮したものとすること。

7. 1 製油所に立入る人員の制限

流行発生のお知らせを受けたら、新型インフルエンザ等危機管理対策本部での決定を受け、製油所各地区の管理責任者は、下記の施策を実施する。

- (1) 全ての施設の出入口に、従業員と訪問者に対し、新型インフルエンザ等感染の兆候がある場合には、立入を禁止する旨の通告を掲げる。
- (2) 職場周辺に主な一般的な感染抑制のための注意を掲示する(伝言板使用とトイレを含む)
- (3) 正門にて「非接触体温計」により体温を確認後に入構許可とする。
- (4) 入構後は、手洗い・うがいを頻繁に行う。
- (5) 面会場所は、本館事務所のみに制限する。(外部から計器室への入室禁止)

7. 2 人との接触の制限

感染の予防策としての基本は、人との接触を制限することにある。一般的には、群集や人の混雑した場所を避けることであるが、職場においても可能な限り人との接触を減らす為、下記の事項を考慮する。

- (1) 参加者が同じ施設に居る場合においても、可能な限り会議は電話で行う。
- (2) 対面による会議を避け、電話会議やTV会議を利用する。対面会議が避けら

れない場合は、小さな会議室を使用しないようにし、大きな会議室を選び、出来るだけお互いの距離が1～2 m以上離れるようにして座る。

- (3) 食堂で集まって昼食を取らないようにする。

昼食時間をずらして食堂に居る人数を減らすか、自分の机、または更に隔離された場所で昼食を摂る。

- (4) 必須でないワークショップ、訓練及び講演等は中止する。
- (5) 労働時間をフレキシブルにしてコアタイムを短縮する事を考える。
- (6) ラッシュ時の通勤及び公共交通機関の利用を回避する。

7. 3 感染の予防策

新型インフルエンザ等が発生する前であっても、事業者は従業員等の間で感染拡大を防止する意識を高めるため、職場で必要に応じて、以下の措置を講じる。

- (1) マスク、うがい、手洗いの励行。
- (2) 「咳エチケット」を心がける。
- (3) 従業員等に感染予防策や健康状態の自己把握に努めるよう、健康教育を行う。
- (4) 従業員等の海外渡航に係わる情報について把握する仕組みを構築する。

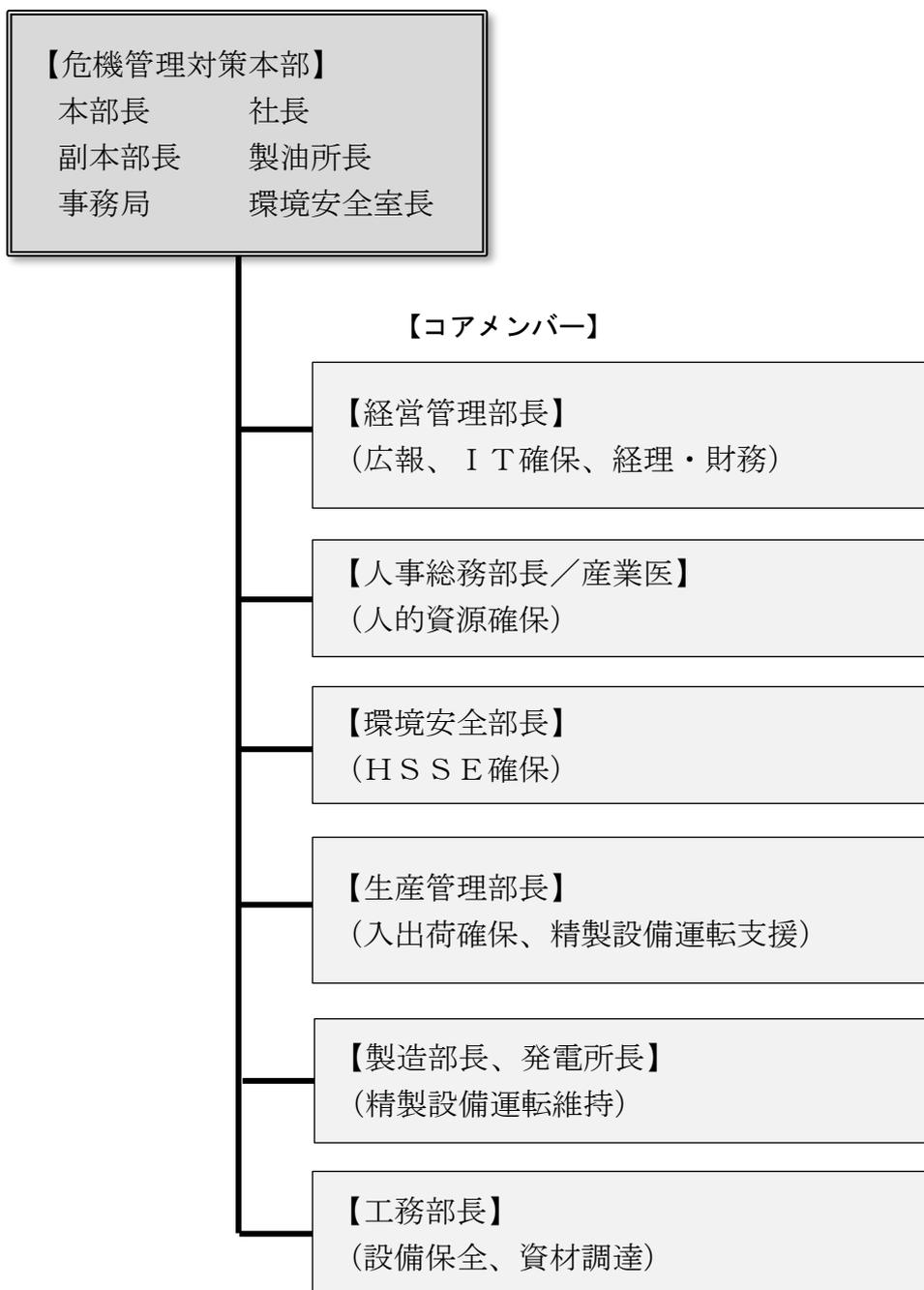
(外務省の渡航情報発出以降)

7. 4 感染予防・感染拡大防止のための備蓄

新型インフルエンザ等発生後は、マスク等の感染予防物品の買い占め等による、物品の不足が想定される為、会社は必要になる以下の物品を予め備蓄する。

- (1) マスク
- (2) 手 袋
- (3) 石鹼及び手指消毒用アルコール

図一1 新型インフルエンザ等発生時の「危機管理対策本部」体制



表一 1 新型インフルエンザ等発生時の「危機管理対策本部」活動内容

責任者	担当業務	内容
対策本部		危機管理対策本部要員の召集と各部門の統制
		情報の共有化
		発生国への出張中止、帰国指示等
		欠勤者増加に伴う装置処理ダウンや停止判断、指示
		緊急性を要さない事業活動の縮小または停止
		所内外関係者の罹患状況の把握
経営管理部長	広報	対外発表文書の妥当性を評価
		病気／死亡に関する対外発表文書に関する出光興産(株)との情報・連絡共有
	I T 確保	テレワークやビデオ会議が可能となるような端末・通信資機材の手配及び支援
	経理財務	発生が予想される財務的問題の監視・助言
		危機管理対策本部によって承認された支払いの実行
人事総務部長	人的資源確保	発生した人事問題を監視・助言
		従業員の感染状況の把握、接触経路の調査とフォローアップ
		社員安否情報の早期入手と把握及び従業員等に対する最新情報の提供
		新型インフルエンザ等の発症が疑われる場合、出社しないよう従業員に要請
		所内施設の消毒やソーシャルディスタンスの確保等、感染防止対策を実施
		社員食堂や休憩所等に従業員が集まらないよう、施設の閉鎖を検討
		「緊急物資」の備蓄及び配備
		必須要員に福利厚生、食事、移動その他の支援策を提供
環境安全部長	H S S E 確保	発生する H S S E (健康・安全・危機管理・環境) 問題を特定し、助言
		行政等から出される勧告・通知等の情報収集、周知
		全ての緊急時の活動、任務及び進行中の問題点の記録及び実施状況の継続的確認

生産管理部長	入出荷確保	感染拡大に伴う入出荷状況の変化に関する情報収集及び危機管理対策本部への助言
	精製設備 運転支援	精製設備の運転支援（運転継続／縮小／停止／緊急時対応）
製造部長	精製設備 運転維持	部署毎の欠勤率の調査指示・把握
		運転要員見直し等の緊急時対応計画の策定・実施
		病欠者が増加し設備の安全操業が維持できない場合、装置停止の検討及び危機管理対策本部への進言
工務部長	設備保全	運転継続に伴う設備維持管理体制を整えるために緊急時対応計画を策定・実施
		感染者が増加し設備の緊急対策工事等ができない場合、装置停止を危機管理対策本部に進言
	資材調達	感染拡大に伴う資材調達状況の変化に関する情報収集及び危機管理対策本部への助言